

## 《四日市市消防本部からのお知らせ》

秋の火災予防運動を実施します

11月9日～11月15日

守りたい 未来があるから 火の用心

11月9日～11月15日までの7日間にわたり全国一斉に実施される秋の火災予防運動に伴い、火災を未然に防止するため本市においても同運動を行います。

### ●火災原因はたばこ放火が1位

令和5年中の四日市市、朝日町、川越町で発生した火災は84件です。火災原因のうち最も件数が多かったのは、たばこ放火でそれぞれ15件です。

たばこは、マナーを守って、喫煙後は必ず火を消す習慣をつけましょう。寝たばこやポイ捨ては絶対にしてはいけません。

放火は、深夜に人の目を避けて無作為に行われることが多くあります。家のまわりに燃えやすい物を置かないなど「放火されない、放火させない環境づくり」が大切です。



### ●住宅防火 いのちを守る 10のポイント

#### 《4つの習慣》

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントのほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

#### 《6つの対策》

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

#### ●住宅用火災警報器点検方法

- ①本体の「ひも」を引っ張るまたは「ボタン」を押します。
  - ②警報音が正常に鳴れば異常ありません。
- ※異常が認められた際には、本体を交換しましょう。

問い合わせ先：四日市市消防本部予防保安課  
(TEL: 356-2008 FAX: 356-2041)  
四日市市消防本部公式ホームページ  
<https://yokkaichisyoubou.jp/>



## 毎年11月・12月は「税金の徴収強化月間」です

税金の滞納を放置することは、財政を圧迫し行政サービスに支障をきたす恐れがあるだけでなく、納期限内に納税された方との公平性を欠くことにもなります。

三重県及び本町を含む県内市町では、特に11月と12月を「税金の徴収強化月間」と位置づけ、納税する資力がありながら納税しようとしないう滞納者に対して、法律に基づく滞納処分の積極的に実施することとしています。

※災害や病気など特別な理由によって税金の納期限内が困難となった場合はご相談ください。

問い合わせ先 県税について 四日市県税事務所 納税課  
TEL 352-0572  
町税について 税務課 TEL 377-5655

## 令和6年度 第1回e-ケアネットよっかいち講演会を開催します。

対象：障害福祉に関する理解を深めようとする方や支援者

日時：12月15日(日) 10時～12時

場所：四日市市文化会館 第3ホール

内容：講演「悲しみや失意から回復するために、人ができること」  
～医療的ケアが必要な子どもたちとの関わりを通して～

講師等：貝沼圭吾 貝沼内科小児科院長  
(e-ケアネットよっかいち代表) ほか

定員：120名(先着順)

料金：無料

手話通訳・要約筆記あり

申込：12月10日(火)までに、専用フォームかEメールから

問い合わせ先：NPO法人なちゅらん

e-ケアネット事務局

(TEL 329-5262 FAX 329-5263)

e-mail [natyranyokkaichi@helen.ocn.ne.jp](mailto:natyranyokkaichi@helen.ocn.ne.jp)

子育て健康課 TEL 377-5652



## 11月10日は、無電柱化の日。

あなたの街の防災力を高めるためにも  
「無電柱化」、みんなで考えよう。



防災



安全・快適



景観・観光

国土交通省



無電柱化事業の詳細については、  
国土交通省のホームページを  
ご覧ください。

無電柱化 国交省 検索

